

令和 7 年第 5 回三股町農業委員会総会議事日程

令和 7 年 5 月 2 7 日（火）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 0 号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第 1 1 号 使用貸借契約の合意解約について

日程第 5 議案第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 議案第 2 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

日程第 8 議案第 2 7 号 令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 9 議案第 2 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

日程第 1 0 議案第 2 9 号 令和 6 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について

令和7年第5回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

日程第6

議案第25号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 2 ）

日程第7

議案第26号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第8

議案第27号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第9

議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 37 ）

日程第10

議案第29号 令和6年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について

可決（ 1 ）

令和7年第5回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 5月27日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 5月27日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎、杉野 満

欠席者 5 番委員 馬渡 芳文

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 7 年第 5 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は馬渡委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員、杉野満委員が会議に出席し、第 3、4 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 1 番委員の小倉委員と 2 番委員の下石委員を指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 10 号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 10 号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 19 件 42 筆 33,125 m²、うち田が 28 筆 19,080 m²、畑が 14 筆 14,045 m²でございます。詳細につきましては、農地法合意解約に関する総会資料が 3 頁 52 番、基盤強化法合意解約に関する総会資料が 3 頁 53 番から 5 頁 69 番まで、旧基盤強化法・機構法合意解約に関する総会資料が 6 頁 12 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第４、報告第１１号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１１号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計２件２筆 2,017 ㎡、うち田が１筆 1,069 ㎡、畑が１筆 948 ㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が８頁８番と９番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の議案にすすみます。続きまして日程第５，議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計３件１０筆 7,126 ㎡、うち田が５筆 4,619 ㎡、畑が５筆 2,507 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料１０頁１７番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号１７番、受付年月日：令和７年５月８日、受人：〇〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地：餅原字柳ヶ迫４番地７ 他６筆、地目：畑 他、面積：3,803 ㎡です。渡人の要望による所有権移転（売買）です。受人は奥様とお子さんの３人で１８年農業に従事し、乙房町にて水稻を中心に 4,314 ㎡を耕作し、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、バインダー、ハーベスタを各１台、管理機を３台所有されています。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（杉野 満）

受付番号１７番は５月２４日に第４ブロック委員３名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都北町に住んでおり、水稻野菜を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は２人です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれ、農地拡大を図るため、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号１８番、受付年月日：令和７年５月１２日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇〇、申請地：蓼池字南原 3608 - 3、地目：畑、合計面積：328 ㎡です。贈与による所有権移転（贈与）です。今回叔母である渡人から新たに農地を引き継ぐもので、申請にあたり営農計画書が提出されております。自家消費用のブルーベリーを奥様と２人で栽培され、除草シートを敷設するため、機械所有につきましては不要と判断されます。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（杉野 満）

受付番号１８番は５月２４日に第４ブロック委員３名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城在住でブルーベリーを栽培しており、農地の拡大を図るため、贈与により申請地に所有者移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 19 番、受付年月日：令和 7 年 5 月 12 日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地：長田字天木野 6436-5 他 1 筆、地目：田、面積：2,995 m²です。渡人の要望による所有権移転（売買）となっております。受人は弟さんと 2 人で 4 年農業に従事し、水稻を中心に 16,358 m²を耕作し、農機具はトラクター 3 台、軽トラック、コンバインを各 1 台、田植機を 2 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離などをみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 19 番は 5 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市栄町に住んでいますが、轟地区に住居と農機具倉庫を所有されています。水稻を中心に農業経営を行っておられます。農地はすべて耕作しており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は弟さんとの 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。今回所有権移転をするもので利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 17 番から 19 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 17 番から 19 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6、議案第 25 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 25 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合

計 2 件 3 筆 949 m²、田が 1 筆 498 m²、畑が 2 筆 451 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 25 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 12 頁 3 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 3 番、受付年月日：令和 7 年 4 月 28 日、受人：〇〇 〇、申請地：長田字秋丸 6231-6 他 1 筆、登記地目：畑、田、面積：867 m²です。転用目的は、櫟の植樹。申請理由としましては、耕作環境が劣悪なため、山林への転用を申請するものです。資金計画は自己資金となっております。こちらの農地につきましては農地法第 4 条第 6 項第 2 号により第 2 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 3 番は 5 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。申請者は、刈谷地区に住んでおり、水稻を中心に農業経営を行っております。転用の目的は櫟の植樹です。許可申請をする畑は、水路等も現在なく、土地が谷底の底の方にあるため、日照時間も少なく環境が悪い農地であるため、ここ 10 数年作付等もなく、高山になっていたところでした。よって山林への転転用を申請するものです。令和 5 年に申請者が所有権移転をしてから少しずつ竹を切り、現地確認を行ったときには櫟の植樹ができる状態になっておりました。転用によって生ずる付近の農地作物等の被害は、まわりに他の農地がないので生じません。雨水については地下浸透です。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 4 番、受付年月日：令和 7 年 5 月 12 日、受人：〇〇 〇〇、申請地：長田字立野 2237 番地 3、地目：畑、現状地目：宅地、面積：82 m²です。転用目的は、追認による一般法人住宅の敷地拡張で申請により始末書が提出されております。申請理由としましては、車庫建築した際、申請地に誤って境界を越えて建築、今回は

正するために申請されたものです。こちらの農地につきましては第1種農地に区分されますが、今回の申請地の面積が既存施設である宅地部分の面積の2分の1を超えないものに該当することから、許可の例外規定である農地法施行規則第35条第5号の既存施設の拡張を適用し、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号4番は私の方から説明いたします。こちらの案件につきましては、5月26日に第3ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受け渡し人は福岡にありまして、なかなか管理ができないというところで、居住地を売買するために、改めて測量をしたところ、農地が82㎡あり、測量をやり直して追認というような形になったところでありました。現場確認をしたところ、臨時にも問題なく、合併浄化槽も下の水路の方に流れており、何ら隣接地に障害を及ぼすというようなことはなく、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第25号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、受付番号3から4番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第25号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号3番から4番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第7、議案第26号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第26号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件6筆4,016㎡、畑が6筆4,016㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料14頁19番から15頁22番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号19番、受付年月日：令和7年5月12日、受人：〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地：樺山字榎堀4672番地11、登記地目：畑、面積：299㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地は第一種

低層住宅専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 19 番は 5 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受入は診療所（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）経営をしており、現在診療所の職員用駐車場が不足した為、申請地を職員用駐車場として利用するものです。周囲にはブロック塀を設置し、雨水は敷地に砂利を敷き、地下浸透させるもので、特に問題等も無い為許可相当判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 20 番、受付年月日：令和 7 年 5 月 12 日、受入：〇〇 〇〇、渡入：〇〇 〇〇、申請地：蓼池字南原 3666 番地 2、地目：畑、面積：1,166 m²です。こちらは売買による所有権移転です。転用目的は貸資機材置場、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地は工業専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 20 番は 5 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受入は申請地近くで同建築建設業を営んでおり、みずから購入し、自社の下の工業へ貸し資機材置き場として利用するものです。周囲にブロック塀を設置し、雨水については敷地のため地下浸透させるもので、特に問題がないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 21 番、受付年月日：令和 7 年 5 月 12 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇〇、申請地：蓼池字上村 4139 番 1、地目：畑、面積：533 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は従業員の就労環境の整備のための倉庫、会議室、休憩室となっており、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地の農地区分は第 1 種農地に区分されますが、今回の申請地の面積が既存施設である町地区の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに該当することから、許可の例外規定である農地法施行規則第 35 条第 5 号の既存施設の拡張を適用し、許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 21 番は 5 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は隣接する土地において産業廃棄物の収集運搬等の事業をされており、従業員の福利厚生等の充実や業務効率の向上のため、休憩室や会議室等の建設をするものです。周囲にブロック塀を設置し、汚水は合併浄化槽にて処理し東側道路側溝へ。雨水については一部資機材のため地下浸透と桝を設置し、同じく東側道路側溝へ放流するもので特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 22 番、受付年月日：令和 7 年 5 月 12 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇〇、〇〇 〇〇、〇〇〇 〇〇、申請地：樺山字花見原 4845-3 他 2 筆、地目：畑、面積：2,018 m²です。売買による所有者移転です。転用目的は住宅分譲及び通路敷地、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地は第一種低層住宅専用区域にある農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 22 番は 5 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。現在は未耕作地として雑草が繁茂し、管理もままならない状況になっております。今回売却の話があり、〇〇〇〇が購入することになり、三筆の合計面積が 2000 平米を超える土地のため、現在開発行為を申請中であります。雨水については町道道路側溝に接続、雨水については公共下水道へ接続する計画のため、特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 19 番から 22 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 19 番から 22 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8 議案第 27 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 27 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料 16 ページ及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 2 名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくお願ひします

議長（溝口 良信）

今回の候補者 2 名については、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 27 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 27 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 28 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 28 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計 10 件 10 筆 9,350 ㎡、うち田が 8 筆 7,424 ㎡、畑が 2 筆 1,926 ㎡でございます。利用権設定につきまして合計 37 件 83 筆 65,424 ㎡、うち田が 64 筆 45,765 ㎡、畑が 19 筆 19,659 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 18 頁 3 番から 19 頁 12 番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料 20 頁 209 番から 27 頁 245 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 28 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料 18 頁 3 番から 19 頁 12 番と利用権設定に関する総会資料 20 頁 209 番から 27 頁 245 番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 28 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。

議長（溝口 良信）

続きまして、日程第10、議案第29号令和6年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について議案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第29号令和6年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価についてでございます。令和6年度の最適化活動について、活動日数、農地集積面積及び集積率、遊休農地の解消及び発生防止、新規就農者への農地の目標及びその実績をふまえ、各委員自らの自己評価に対して総会にて意見をすることとなっております。内容につきましては担当職員が説明をいたします。

事務局

議案第29号令和6年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。お手元の資料（別紙資料）をご覧ください。

まず、1. 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価についてですが、こちらは各委員の方の活動実績と成果実績について記載されております。左の方から活動日数となっておりますが、こちらは令和6年4月から令和7年3月までの活動記録簿を集計し、年間の合計日数と月当たりの平均活動日数を算出したものとなっております。令和6年度は月当たりの目標を10日と設定しており、ほとんどの委員の方においては目標の達成はしており、委員みなさんの平均では一月あたり13.9日の活動で十分に活動していただいている状況です。右の方の表になりますが、成果実績として農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進となっております。こちらの目標につきましては、町内全体の目標値をブロックごとの農地台帳の面積で按分し、更に農業委員・推進委員の人数で按分したものとなっております。また、実績につきましては農地台帳からの数値を同様に計算して記載しております。次に下の段の2・農業委員会による点検・評価についてですが、それぞれ委員の方について全体として標語が記載されております。これは国のガイドラインにおいて示されているもので、最適化活動の実施状況及び点検評価における達成状況に応じた点数が配分され、その合計点数によって決まっている標語となっております。半数以上の委員の方において目標に対し、やや下回る結果となっております。次に右の欄の方になりますが、こちらはそれぞれの委員の方の前年度の最適化活動において総会の中で点検・評価した意見を記載する欄となっております。続きまして資料の2枚目です。令和6年度最適化活動の目標及び実績に対する点検・評価、資料2についてですが、三股町農業委員会全体の目標及び実績を示しております。左の欄の方から農地の集積や遊休農地解消の成果目標に対する実績、右の方へいくと最適化活動の活動目標に対しての実績が記載されており、国のガイドラインによって示された全体的な標語としては目標に対して期待をやや下回る結果となっております。以上、資料1及び資料2について簡単にご説明したところですがこちらをご確認していただき資料1の総会に出された意見の欄につきましては各委員の活動内容等について

ご意見の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（溝口 良信）

ただいま、担当職員の方から説明を受けましたが、本来農業委員会として個人ごとに意見をするようになっております。時間の都合もありますので、特にご意見等がなければ全員前回と同様の形でよろしいでしょうか。

議長（溝口 良信）

それでは、ご意見がないようですので、ただいま協議していただいた内容を農業委員会総会の意見として付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第29号令和6年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について、協議内容を農業委員会総会の意見として付することを承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。5月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第5回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時